

2026年6月11日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

むさし証券株式会社

取締役社長 忍田昇一

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、是非ご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面での議決権行使に際しましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 所 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
大同生命さいたま大宮ビル9階
当社本店会議室 |

3. 目的事項 報告事項

第81期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および計算書類内容報告の件

決議事項 議

案 取締役5名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等には、ご来場を見合わせることをご検討ください。
 2. 当日は当社ではカーボンニュートラル推進の一環として軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会の運営・会場等について変更が生じる場合、また株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。
 4. 本定時株主総会終了後の決議通知の発送に関しましては、書面に代えて、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト：<https://www.musashi-sec.co.jp/>

（配当金のお支払いについて）

当社は2026年5月27日開催の取締役会において、2026年6月12日を効力発生日（支払開始日）として、1株につき22円の剰余金の配当をお支払いすることを決議いたしました。

つきましては、同封の「第81期期末配当金領収証」をご高覧の上、銀行取扱期間中（2026年6月12日から2026年7月31日まで）にお受け取り願います。また、銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込みについて」を同封いたしましたのでご確認くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における国内株式市場は、米政権が打ち出した相互関税政策による世界経済の混乱懸念から4月上旬に一時急落しましたが、その後の関税交渉の進展期待から投資家の過度なリスク回避姿勢が和らぎ、株価は上昇に転じました。

5月以降は、各国の対米関税交渉の進展期待やイスラエルとイランの停戦合意報道による地政学リスクの後退、米連邦準備制度理事会（FRB）の早期利下げ観測の高まりなどが好感され、株価は上昇基調で推移しました。日米間における関税交渉の合意や堅調な国内企業業績、旺盛な人工知能（AI）関連への投資需要なども株価を押し上げる要因となりました。10月には高市新内閣の財政拡張的な政策への期待感が追い風となり、株価は大幅に上昇しました。

11月から12月にかけてはAI・半導体関連銘柄への高値警戒感などから調整する場面も見られましたが、年明けの衆議院解散後の自民党の大勝や高市政権による積極的な財政政策への期待感から株価は大幅に上昇しました。

3月に入ると、米国とイスラエルがイランに対して攻撃を実施し、対抗措置としてイランが海上輸送の要衝であるホルムズ海峡を封鎖すると主張したことから原油価格が急騰し、経済成長への悪影響が警戒され株価は下落し、結局、当事業年度末の日経平均株価の終値は51,063円72銭となりました。

当社は、このような環境下、お客さま本位の業務運営をさらに深化させるとともにお客さまの利益を追求する取り組みを徹底しつつ、より多くのお客さまとの接点を増やし、対話を重視する営業活動を展開いたしました。

営業活動の結果といたしましては、米国の関税政策や地政学リスクを背景に株式市場の値動きの振れ幅は非常に大きかったものの、日経平均株価が最高値を付けて活況となり、日本株関連の収益が大きく寄与しました。また、お客さまの資産形成に資する長期・分散投資の観点にもとづいた商品提案や積立型投資信託の推進に取り組んだことにより預かり資産の増加や投資信託残高の積上げによる関連収益増強につなげることができました。また、対面型のお客さまセミナーを積極的に開催することで情報提供力の強化にも取り組みました。今後も、当社が目指す手数料依存型ビジネスモデルからの転換

に向けた着実な取り組みを展開してまいります。

これにより当事業年度の業績は、営業収益は61億42百万円（前年同期比119.2%）、純営業収益は57億97百万円（同118.6%）となりました。また、販売費・一般管理費は49億90百万円（同107.6%）となり、その結果、営業利益は8億6百万円（同320.3%）、経常利益は11億34百万円（同226.8%）、当期純利益は11億81百万円（同159.2%）となりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実施を前提としつつ、業績を勘案した結果、1株当たり22円とさせていただきます。

業績の主な内訳は下記のとおりであります。

① 受入手数料

委託手数料は、37億65百万円（前年同期比129.5%）となりました。このうち、98.5%が株券の委託手数料となっております。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は24百万円（同202.4%）となりました。この手数料の株式と債券の構成比率は、それぞれ98.3%、1.6%となっております。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は2億97百万円（同102.9%）となりました。このうち、99.0%が投資信託販売の取扱手数料となっております。

その他の受入手数料は5億79百万円（同109.7%）となりました。このうち、投資信託の信託報酬は82.4%、保険販売手数料は7.5%となっております。

その結果、受入手数料は46億65百万円（同124.9%）となりました。

② トレーディング損益

株券等トレーディング損益は6億3百万円の利益（前年同期比94.6%）、債券等・その他のトレーディング損益は1億20百万円の利益（同103.5%）となりました。

その結果、トレーディング損益は7億24百万円の利益（同96.0%）となりました。

③ 金融収支

金融収益は7億52百万円（前年同期比113.4%）、金融費用は3億45百万円（同130.9%）となりました。

その結果、金融収支は4億6百万円の利益（同101.8%）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、賞与引当金の増加による人件費の増加等により49億90百万円（前年同期比107.6%）となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、投資有価証券の売却益3億34百万円等により3億36百万円となりました。一方、特別損失は店舗整備損26百万円等により27百万円となりました。

その結果、特別損益は3億9百万円の利益（前年同期比100.9%）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区 分	第80期 (2024.4.1～ 2025.3.31)		第81期（当事業年度） (2025.4.1～ 2026.3.31)	
		構成比		構成比
株 券	2,894 ^{百万円}	77.5%	3,781 ^{百万円}	81.0%
債 券	0	0.0	0	0.0
受益証券	754	20.1	829	17.7
そ の 他	85	2.2	54	1.1
計	3,734	100.0	4,665	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は2億38百万円であります。その主なものは、基幹システム端末等の入れ替えに伴う費用、営業車両の入れ替え費用等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または、新株予約権等の取得または処分

- ① 他の会社の株式の取得または処分
該当事項はありません。
- ② 他の会社の新株予約権等の取得または処分
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

対面型地域証券会社である当社を取り巻く環境は厳しさを増す状況にはありますが、地域密着型の営業展開によりお客さまのニーズや悩み事を理解し、ふさわしい商品提案と的確な情報提供に取り組むことで営業基盤を強化してまいります。そのためには、お客さまとの接点を増やし、対話によるコミュニケーションをより深めていくことが重要であると考えております。

内外環境が変化しても、当社が目指す金融会社像に変化はなく、これを実現するための一つひとつの経営課題に対して地道かつ着実に取り組み、前進してまいります。

- ①当社は、お客さま本位の業務運営の徹底とお客さまの利益を最優先する企業風土の更なる浸透に向け、ビジネスモデルの変革にチャレンジしてまいります。お客さま第一主義を追求し、お客さまの利益を最優先した行動に徹することにより、パートナーとして頼りにされ、圧倒的な存在感を有する地域No.1の証券会社を確立し、企業価値の一層の向上に取り組めます。
- ②「未来をひらく資産運用のパートナー」を目指して、社員一人ひとりの知見を積み上げるとともに、お客さまとの緊密なコミュニケーションを通じて、長期的視点を持った分散投資のご提案など、ご意向やニーズに的確に対応する商品やサービスの提供、お客さまのお悩みや困りごとを解決するためのサポートに徹底して取り組んでまいります。
- ③さらに、DX化の推進による情報提供力の強化を図るとともに、お客さまの利便性向上・事務効率化による経費削減にも取り組んでまいります。コンプライアンスの遵守を全てに優先させた業務運営に徹底して取り組むことにより証券会社としての社会的責任を果たし、継続的な成長力の確保を目指します。
選ばれる証券会社としてのブランドを確立することで、淘汰の進む証券業界で生き残るために全社を挙げて取り組んでまいります。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第78期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第79期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第80期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	第81期 (当事業年度) (2025.4.1～ 2026.3.31)
営業収益 (うち受入手数料)	3,354 ^{百万円} (2,568)	5,288 ^{百万円} (4,015)	5,151 ^{百万円} (3,734)	6,142 ^{百万円} (4,665)
経常利益又は損失 (△)	△746	562	500	1,134
当期純利益又は純損失 (△)	△764	794	742	1,181
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△)	△78.62円	81.65円	76.20円	123.51円
総 資 産	66,816 ^{百万円}	82,958 ^{百万円}	70,110 ^{百万円}	76,661 ^{百万円}
純 資 産	17,076	18,572	19,299	20,766
自己資本規制比率	609.5%	556.4%	527.5%	536.6%

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

① 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

ア. 委託売買業務

主に金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

イ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ウ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する目的で取得する業務ならびに他に取得する者がいない場合にその残部を取得する業務

エ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

② 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、政府関係機関、事業会社、金融機関等の発行する債券について、委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③ 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

④ 有価証券関連市場デリバティブ取引業務

有価証券関連市場デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(12) 主要な営業所等

名 称	所 在 地
本 店	埼玉県さいたま市大宮区
本 店 営 業 部	埼玉県さいたま市大宮区
浦 和 支 店	埼玉県さいたま市浦和区
上 尾 支 店	埼玉県上尾市
北 本 支 店	埼玉県北本市
春 日 部 支 店	埼玉県春日部市
越 谷 支 店	埼玉県越谷市
加 須 支 店	埼玉県加須市
熊 谷 支 店	埼玉県熊谷市
深 谷 支 店	埼玉県深谷市
本 庄 支 店	埼玉県本庄市
志 木 支 店	埼玉県志木市
川 越 支 店	埼玉県川越市
坂 戸 支 店	埼玉県坂戸市
東 松 山 支 店	埼玉県東松山市
飯 能 支 店	埼玉県飯能市
久 米 川 支 店	東京都東村山市
東 京 本 部	東京都中央区
横 浜 支 店	神奈川県横浜市中区
市 川 支 店	千葉県市川市
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区

(注) 2025年10月10日付をもって、新宿支店を廃止し、東京本部へ統合いたしました。

(13) 使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
職 員	男 子	124名	6名減	48.0才	17.8年
	女 子	70名	4名減	45.9才	20.6年
歩合外務員	5名	—	72.7才	26.8年	
嘱 託 等	88名	4名増	61.1才	26.5年	
合計または平均	287名	6名減	51.9才	21.2年	

- (注) 1. 使用人数には、他社からの受入出向者4名を含み、他社への出向者4名は含めておりません。
 2. 2026年3月末時点では、パートタイマー、派遣社員等はありません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社りそな銀行	短期借入金	1,500
株式会社埼玉りそな銀行	短期借入金	1,000
株式会社三井住友銀行	短期借入金	300
株式会社関西みらい銀行	短期借入金	300
株式会社武蔵野銀行	短期借入金	100
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	100
埼玉県信用金庫	短期借入金	100
株式会社七十七銀行	短期借入金	100
株式会社みずほ銀行	短期借入金	100
東京証券信用組合	短期借入金	50
日本証券金融株式会社	短期借入金	50
	信用取引借入金	23,927

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 42,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,714,441株（自己株式285,559株を除く。）

(注) 自己株式は、前事業年度末と比較し、30,543株増加しております。その内訳は、次のとおりであります。

自己株式の増加	
自己株式の取得	878,843株
自己株式の減少	
新株予約権の権利行使に伴う自己株式処分	10,300株
自己株式の処分	838,000株

(3) 株主数 161名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士倉庫運輸株式会社	770 <small>千株</small>	7.93%
大栄不動産株式会社	764	7.86
日本電子計算株式会社	716	7.37
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	638	6.56
ウェルネオシュガー株式会社	580	5.97
サイボー株式会社	542	5.58
株式会社しまむら	500	5.15
リテラ・クレア証券株式会社	462	4.75
株式会社ジャノメ	420	4.32
東海運株式会社	379	3.90

- (注) 1. 2026年3月末現在の大株主上位10名を記載いたしております。
2. 持株比率は自己株式（285,559株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、自己株式の取得及び自己株式の処分を下記のとおり実施いたしました。

- ① 2025年9月29日開催の取締役会の決議による自己株式の取得
 - ・取得した株式の種類及び数 普通株式 878,843株
 - ・取得価格の総額 1,179,407,306円
 - ・取得日 2025年12月12日
- ② 2026年1月29日開催の取締役会の決議による自己株式の処分
 - ・処分した株式の種類及び数 普通株式 838,000株
 - ・処分価格の総額 1,124,596,000円
 - ・処分した日 2026年2月25日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

【2015年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき125,800円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 100円
- ③ 新株予約権の行使条件 取締役、執行役員もしくは従業員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年12月1日から2045年11月30日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役	13個	普通株式 1,300株	1名

- (注) 1. 当社は社外取締役を選任しておりません。
2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。
3. 上記①の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
4. 上記⑤の保有状況については、当該新株予約権が発行された時点において、当社の使用人等であった取締役が就任前に付与された新株予約権の内容であります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	忍 田 昇 一	
取締役会長	野 村 眞	
取締役常務執行役員	吉 原 保	特命担当
取締役常務執行役員	富 田 昭 雄	管理部門統括兼コンプライアンス統括部担当
取締役常務執行役員	望 月 勝	企画部門統括兼企画部担当兼人事部担当兼コーポレート・ファイナンス部担当
常 勤 監 査 役	安 藤 敦	
監 査 役	中 村 敏 幸	
監 査 役	吉 岡 宏 明	富士倉庫運輸(株) 取締役執行役員営業部長

- (注) 1. 中村敏幸および吉岡宏明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 2025年6月27日開催の第80期定時株主総会の終結の時をもって、監査役田口慶二氏は任期満了により退任しております。
3. 2025年6月27日開催の第80期定時株主総会において、吉岡宏明氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役（社外監査役を含む。）並びに執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「当該保険契約」という。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等の業務として行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、その1割程度（株主代表訴訟補償特約条項分）を各被保険者が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 役員の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会で設定した役位、業績、貢献度等に応じた基準値で算出しております。

ロ. 監査役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、定款で定める12名以内の取締役に對し1989年6月29日開催の第44期定時株主総会において、使用人分の報酬額を含まず年額300百万円以内とする決議をいただいております。

ロ. 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の報酬限度額は、定款で定める3名以上の監査役に對し1991年6月27日開催の第46期定時株主総会において、年額35百万円以内とする決議をいただいております。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基本報酬	賞 与	
取 締 役	5名	116百万円	52百万円	168百万円
監 査 役 (社外監査役を除く)	1名	12百万円	一百万円	12百万円
社外監査役	3名	4百万円	一百万円	4百万円

- (注) 1. 上記監査役の人数・報酬等の総額には、2025年6月27日開催の第80期定時株主総会の終結の時をもって退任された監査役1名を含んでおります。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係わる役員賞与引当金繰入額のうち取締役5名に対して52百万円の金額を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

○監査役 中村 敏幸

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等
該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況等
該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会には11回全てに出席し、同様に監査役会には12回全てに出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

○監査役 吉岡 宏明

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等

富士倉庫運輸(株)の取締役執行役員営業部長を兼職しています。富士倉庫運輸(株)は、当社普通株式を7.93%保有し、また当社との間には取引等がありますが、その金額は僅少であります。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況等
該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催した取締役会には9回の内8回出席し、同様に監査役会には9回の内8回出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

16百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①および②の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、監査チーム体制、監査法人としての品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積り算定根拠等を確認し妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は会計監査人の独立性・品質管理体制・監査の有効性及び効率性・監査報酬等を総合的に勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況の概況

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項および第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につき「内部統制システム構築に係る基本方針」を定めております。「内部統制システム構築に係る基本方針」の内容およびその運用状況の概要は次のとおりです。

なお、2026年4月1日付で、「内部統制システム構築に係る基本方針」を見直し、改定を行っております。その内容につきましては、当社ホームページにおいて開示を行っておりますのでご参照ください。

内部統制システム構築に係る基本方針および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は経営理念、倫理コード、行動規範等を定めた「コンプライアスマニュアル」のもと、役職員全員が法令・定款および社会規範を遵守することにより、強固なコンプライアンス態勢の構築を図っていく。
- (2) 取締役会直轄として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢強化の具体策の検討や、問題点が発生した場合の再発防止策の協議を行っている。
- (3) 本部各部、各営業部店にコンプライアンス責任者を配置して各職場におけるコンプライアンスの徹底を図っていく。
- (4) 本部各部にまたがっているコンプライアンス管理を統括するため、コンプライアンス統括部を設置し、全体管理と教育研修を推進していく。
- (5) 会社法における計算関係書類を適正に作成し、さらに当社の事業内容、財務内容等を正確、公正かつ適時に開示するため、財務報告に係る内部統制の体制整備・運用・改善に努めていく。
- (6) 内部監査担当部門により、本部ならびに営業部店における業務運営ならびに内部管理体制の適切性・有効性を複合的に検証・確認し、代表取締役及び取締役会に報告し、執行部門の内部管理体制の改善・強化を図っていく。
- (7) 内部統制推進室を設置し、内外環境変化に即した内部管理体制の高度化・合理化を推進していく。
- (8) 業務執行上の伝達ルートから独立した報告経路として、多面的内部通報制度を設置し、更に報告者には報告したことによる不利益を受けることのないように内部管理統括責任者が管理・監督を行っていく。

(9) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を一切行わず、毅然たる態度で対応する。またマネー・ローンダリング、テロ資金および大量破壊兵器の拡散に対する資金供与防止に係る取組みを強化し、内部管理体制の構築、改善に努めていく。

【運用状況】

- ・コンプライアンス委員会は取締役会が承認した取締役、執行役員・本部長で構成し、原則として毎月定例会議を開催している。諸施策の検討及び立案、決定事項の実施状況フォロー、問題点や解決すべき課題等を協議し、全社的なコンプライアンス態勢の強化を進めている。
コンプライアンス統括部は各々が年度ごとに策定する個別具体的な「コンプライアンスプログラム」を取り纏めてその進捗・達成状況を、また全社員が回答する「コンプライアンスチェックリスト」を分析し、その問題点等を取締役会に報告している。さらに、これら施策の内容を各種会議およびコンプライアンス責任者を通じて全社員に伝達し、適宜、教育・研修も実施している。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、取締役会にて「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、年次にて「財務統制基本計画」を策定し、体制整備・運用・評価・改善を進めている。加えて、代表取締役ならびに財務担当役員は会計監査人と定期的にディスカッションの機会を設け情報共有を行っている。
- ・監査部による監査ならびにコンプライアンス統括部によるモニタリング等により、業務運営ならびに内部管理体制を検証し、改善を進めている。内部統制推進室は年度ごとに内部統制推進計画を作成し、本部部門に対し業務調査、業務改善等の支援を実施し、全社的な管理執行体制の高度化・合理化を推進している。
- ・内部通報制度については社内外7か所の通報・相談先を通報者が懸念なく選択・利用できる環境を設け、さらに社内にポスターを掲出し周知を図っている。
- ・反社会的勢力との取引排除についてはその旨を顧客との取引約款、取引先との契約書並びに社内諸規則に明記し周知を行うとともに、「コンプライアンス委員会」の下部組織である「AML/CF T管理委員会」がマネー・ローンダリング等防止を含め監視、管理を厳格に行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社の全ての職務執行に係る情報・文書の取扱は法令並びに社内の文書取扱規程に則り、適切な整理、保管、保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持していく。
- (2) 当社は情報資産を安全・確実に保護するための統一方針として「セキュリティポリシー」を定め、役職者全員が情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、当社の情報セキュリティが確保できる体制を維持していく。

【運用状況】

- ・法令並びに社内の文書取扱規程に基づき、適切に保存・管理している。また、「セキュリティポリシー」に基づき、内外環境変化に応じた対策高度化・情報資産の保護強化に努めている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクに対する基本方針・基本事項は取締役会で決定し、リスクカテゴリー毎に管理部署を定め、リスク管理体制を明確化し、社内各部のリスク管理を統括する部署として企画部が網羅的・統括的に管理状況をモニタリングしていく。また常設の危機管理委員会を設置し、災害や障害など緊急事態に陥った際の組織体制ならびに指揮命令系統及び業務運営手順等を明確化し、業務の早期回復のための危機管理対応の実効性を確保していく。

【運用状況】

- ・取締役会において「リスク管理基本方針」を定め、各リスク管理に関する規程、細則等を規定し、リスク管理体制を構築している。各種リスクについて日常的にモニタリングを実行し、その結果を毎月の取締役会で報告している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会」は取締役12名以下で構成し、取締役会規程に基づいて、毎月開催される定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督していく。
- (2) 当社では執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にするとともに、業務執行機能の強化を図っていく。取締役および執行役員によって構成される「経営会議」は「取締役会」において決定された経営基本方針に基づき、業務執行の具体的方針および計画の策定、「取締役会」に付議すべき事項等について審議・決裁を行い、経営諸施策に関する報告・検討を行っていく。

【運用状況】

- ・ 当事業年度の取締役会はWeb会議システムでの参加者を含め本社において、11回開催している。
当事業年度の経営会議はWeb会議システムでの参加者を含め本社において、23回開催している。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社創業100周年記念事業の一環として、当社と連携して地域貢献活動を進めることを主目的として設立した一般財団法人むさしコミュニティ振興財団については、企画部長がその職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会に報告を行っていく。

【運用状況】

- ・ 一般財団法人むさしコミュニティ振興財団の事業計画、収支計画およびその執行状況について特段の問題がないことを確認している。

6. 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役からの求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役会事務局及び監査役スタッフを置くこととする。
- (2) 監査役スタッフは、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。
- (3) 監査役スタッフの任命・異動・人事考課・懲戒については監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得るものとする。

【運用状況】

- ・ 監査役会事務局を設置して監査役スタッフを現在1名配置しており、監査役のみの指揮命令に従って業務を遂行している。また、監査役スタッフへの人事権行使に際しては、監査役との事前協議を行い、その同意を得ている。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役ならびに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役の調査権限、是正権限、報告権限、その他権限を保障し、その責務を適切に遂行できる体制を確保していくとともに、内部監査結果については監査役に報告し、監査役から指示があるときは、指示に基づき内部監査を行う体制とする。
- (3) 各監査役の「取締役会」への出席の他、常勤監査役の経営会議、その他の重要会議への出席、ならびに重要書類の閲覧、業務遂行状況の聴取等を定期的実施し、監査役が業務執行全体の監査を実施できるよう体制を確保する。

また、常勤監査役は内部監査担当部門と緊密な連携および会計監査人と定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報交換を行えるものとし、更に内部監査担当部門は監査役監査遂行を補助する体制を確保していく。

【運用状況】

- ・監査役へは報告すべき損害規模の基準を明確化するとともに、基準に達しないものを含めリスクの発現ならびにそのおそれを認識した時には直ちに報告するよう努めている。また、監査役の業務監査が有効かつ効率的に行えるよう体制を構築している。

監査役3名は取締役会に全員が出席し、取締役の執行状況を確認するとともに、必要に応じて助言・意見を述べている。

常勤監査役は当社のその他の重要な諸会議にもオブザーバーとして出席し、取締役等に対する牽制機能および助言機能の強化を図っている。

内部監査担当部門が実施した監査結果は遅延なく直接、監査役に報告され、緊密な連携を図っている。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し直ちに取締役または監査役にその事実の報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないことを保障する。

【運用状況】

- ・不利益な取扱いはなく、当該事象による不利益受忍の申し出もない。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払うこととする。

【運用状況】

- ・監査役からの職務遂行にかかる費用の請求に対し適切に処理されている。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- (2) 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- (3) 内部監査担当部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

【運用状況】

- ・代表取締役は監査役と定期的に会合し意見交換を行い、監査役監査の執行環境にかかる問題点の有無を聴取し、問題がないことを確認している。また、内部監査担当部門は監査役と定期・不定期の会合を行い、緊密な連携を図っている。加えて、監査役は会計監査人との定期的な会合により、その執行状況等の確認を行っている。

以上

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は定款において、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨の定めを設けております。剰余金の配当につきましては、収益変動の激しい証券業界の特質を踏まえ、内部留保に配慮しつつ、株主の皆様への利益還元を重視し、安定的かつ継続的な配当の実施を目指すことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流 動 資 産	66,075,967	流 動 負 債	53,610,647
現金・預金	8,750,576	約定期取返勘定	18,533
預託金	21,580,068	信用取引借入金	24,705,429
トレーディング商品	22,562	信用取引貸証券受入	23,927,782
商品有価証券等	22,562	有価証券担保借入	777,647
信用取引資産	34,530,985	有価証券貸借引受入	270,843
信用取引貸付金	34,145,156	顧客からの預り金	18,447,848
信用取引証券担保金	385,828	その他の預り金	15,585,292
立替金	1,080	受入保証金	2,862,555
その他の立替金	1,080	信用取引借入金	5,468,623
募集等払込金	133,362	短借入金	5,468,623
短期差入保証金	150,000	金融機関借入金	3,700,000
その他の差入保証金	150,000	証券金融社借入	3,650,000
前払費用	33,568	未払金	50,000
未収入金	50,229	未払法人税等	198,722
未収入益	239,414	未払賞与	121,841
貸倒引当金	584,466	未払役員引当金	231,520
固 定 資 産	10,585,184	繰上り負債	342,197
有形固定資産	321,281	繰上り負債	96,482
建物	60,046	繰上り負債	8,605
器具・備品	159,231	繰上り負債	2,185,530
リース資産	27,484	繰上り負債	19,933
無形固定資産	38,911	繰上り負債	1,019,501
投資その他の資産	10,224,991	繰上り負債	1,055,513
投資有価証券	9,906,851	繰上り負債	85,581
出資金	8,100	繰上り負債	5,000
長期貸付金	859	繰上り負債	98,836
長期差入保証金	276,933	繰上り負債	98,836
長期前払費用	1,836	繰上り負債	98,836
その他の投資等	47,207	繰上り負債	98,836
貸倒引当金	△16,797	繰上り負債	98,836
資 産 合 計	76,661,151	負 債 合 計	55,895,014
		純 資 産 の 部	
		株主資本	17,872,726
		資本	5,000,000
		資本剰余金	2,078,030
		資本準備金	1,250,000
		その他の資本剰余金	828,030
		利益剰余金	11,162,207
		その他の利益剰余金	11,162,207
		別途利益剰余金	832,147
		繰上り利益剰余金	10,330,059
		自己株式	△367,510
		評価・換算差額等	2,891,776
		その他の有価証券評価差額金	2,891,776
		新株予約権	1,634
		純資産合計	20,766,137
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	76,661,151

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	内 訳	金 額
営業収益		4,665,981
受入手数料		
委託手数料	3,765,188	
引受け・売出し・特定投資家向け 売却・勧誘等の手数料	24,414	
募集・売出し・特定投資家向け 売却・勧誘等の取扱手数料	297,239	
その他の受入手数料	579,139	
トレーディング損益		724,552
株券等トレーディング損益	603,959	
債券等トレーディング損益	109,570	
その他トレーディング損益	11,022	
金融収益		752,365
営業収益計		6,142,899
金融費用		345,888
純営業収益		5,797,010
販売費・一般管理費		4,990,134
取人引関係費	648,412	
不動産関係費	2,961,310	
不事減価償却費	441,961	
租税公課	620,218	
その他の販売費・一般管理費	139,855	
その他	94,007	
その他	84,367	
営業利益		806,876
営業外収益		367,344
営業外費用		39,603
経常利益		1,134,616
特別利益		336,581
固定資産売却益	115	
投資有価証券売却益	334,942	
偶発損失引当金戻入	1,524	
特別損失		27,404
金融商品取引責任準備金繰入	3	
固定資産除却損	118	
店舗整備備損失	26,020	
減損	1,261	
税引前当期純利益		1,443,794
法人税、住民税及び事業税		262,153
法人税等調整額		△22
当期純利益		1,181,663

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	5,000,000	1,250,000	782,458	2,032,458	832,147	9,343,296	10,175,443	△278,728	16,929,173
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△194,899	△194,899		△194,899
当期純利益						1,181,663	1,181,663		1,181,663
自己株式の処分			45,571	45,571				1,090,625	1,136,196
自己株式の取得								△1,179,407	△1,179,407
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									—
当期変動額合計	—	—	45,571	45,571	—	986,763	986,763	△88,782	943,552
当 期 末 残 高	5,000,000	1,250,000	828,030	2,078,030	832,147	10,330,059	11,162,207	△367,510	17,872,726

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	2,357,446	2,357,446	13,224	19,299,845
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△194,899
当期純利益				1,181,663
自己株式の処分				1,136,196
自己株式の取得				△1,179,407
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	534,329	534,329	△11,590	522,739
当期変動額合計	534,329	534,329	△11,590	1,466,292
当 期 末 残 高	2,891,776	2,891,776	1,634	20,766,137

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲並びに評価基準及び評価方法

当社は時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること並びにその損失を減少させることを目的として自己の計算において行う、有価証券の売買取引、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及びその他の取引等をトレーディングと定め、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

i. 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
----	-------

器具備品	3～20年
------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております（執行役員に対する賞与引当金を含む）。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	321,281千円
無形固定資産	38,911千円
減損損失	1,261千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

(損益計算書に関する注記) 2. 減損損失に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、固定資産の減損の兆候の判定に利用される当期以降の業績見通しであります。

当期以降の業績見通しは、各種指標及び国際情勢等が投資活動に与える影響を考慮して設定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

上記の通り、当期以降の業績見通しを策定しておりますが、想定に変化が生じた場合は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保にかかる債務

担保に供している資産の状況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

被 担 保 債 務		担保に供している資産	
種 類	期 末 残 高	投資有価証券	差入保証金
		質 権	
短期借入金	50,000	115,340	—
証券金融会社借入金	50,000	115,340	—
信用取引借入金	23,927,782	—	—
計	23,977,782	115,340	—

(注) 1. 担保に供している資産は期末時価によるものであります。

2. 貸借対照表に計上されている上記資産のほかに、自己融資の本担保証券3,992,368千円及び受入保証金代用有価証券7,099,274千円を上記債務の担保に供しております。

なお、信用取引借入金の本担保証券は22,978,860千円及び信用取引貸証券は798,217千円であります。

また、消費貸借契約により貸し付けた有価証券は249,946千円であります。

3. 先物取引等の証拠金として、投資有価証券498,226千円を差入れております。

4. 外国株式取引等の保証金として、現金150,000千円を差入れております。

5. 信用取引貸付金の本担保証券33,855,530千円、信用取引借証券371,324千円、受入証拠金代用有価証券175,238千円及び受入保証金代用有価証券52,252,050千円の差入を受けております。

消費貸借契約により貸し付けた有価証券の担保として、有価証券担保借入金270,843千円の差入を受けております。

2. 資産にかかる減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は984,874千円であります。

3. 保証債務

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 営業外収益の内訳

主なものは投資有価証券受取配当金312,390千円であります。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、収益性の低下により減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	減損損失
越谷支店	埼玉県越谷市	建物附属設備	604千円
横浜支店	神奈川県横浜市中区	建物附属設備	610千円
遊休資産 (売却予定資産)	千葉県木更津市	土 地	0千円
	栃木県那須郡	土 地	45千円

(グルーピングの方法)

管理会計上で区分した部及び支店を、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として行っております。また、遊休資産については、個別単位で行っております。

(回収可能額の算定方法等)

建物、建物附属設備、構築物、資産除去費用資産及びソフトウェアについては、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能額を零として算定しております。

土地及び遊休資産については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準に算定した正味売却価額によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,000,000	—	—	10,000,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	255,016	878,843	848,300	285,559

(注) 増加数の内訳は、次のとおりです。

株主からの自己株式買取分 878,843株

減少数の内訳は、次のとおりです。

2026年1月29日開催の取締役会決議による第三者割当 838,000株

ストックオプション権利行使に伴う自己株式処分 10,300株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通株式	194,899	20.00	2025年 3月31日	2025年 6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	213,717	22.00	2026年 3月31日	2026年 6月12日

4. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 1,300株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞 与 引 当 金	137,569千円
賞与引当金にかかる社会保険料	19,088千円
繰 越 欠 損 金	516,799千円
退 職 給 付 引 当 金	331,008千円
長 期 立 替 金 償 却	22,960千円
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	30,994千円
投 資 有 価 証 券 評 価 損	241,049千円
会 員 権 評 価 損	3,493千円
減 損 損 失	84,226千円
貸 倒 引 当 金	5,377千円
減 価 償 却 費 の 償 却 超 過 額	16,154千円
資 産 除 去 債 務	26,838千円
新 株 予 約 権	512千円
そ の 他	34,095千円
繰延税金資産小計	<u>1,470,169千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△516,799千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△953,370千円</u>
評価性引当額小計	<u>△1,470,169千円</u>
繰延税金資産合計	<u> 一千円</u>

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金負債

そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,019,366千円
資産除去債務に対応する除去費用	△135千円
繰延税金負債合計	<u>△1,019,501千円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等、金融商品の取扱いを主たる業務としております。

これらの業務を行うための資金は、自己資金や金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や、信用取引等における顧客への貸付金のほか、多様な運用ニーズを持つお客さまとの取引を目的とするトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、業務運営のための預金、金融商品取引法の規定に基づき国内において信託会社等に信託している預託金、信用取引業務における顧客への信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券等のほか、顧客の有価証券の売買等により受け入れた預り金等があります。

これらのうち、預金・預託金及び信用取引貸付金は、それぞれ関係当事者の信用リスクにさらされております。

また、預金には外貨預金もありますが、外貨預金については信用リスクのほか、為替変動リスクにもさらされております。

自己の計算に基づき保有する商品有価証券は、債券が中心であり、顧客販売目的のトレーディング業務等のために保有しております。また、投資有価証券につきましては上場・非上場の株式等で、資本政策の一環として保有するもの等であり、これらは、市場価格の変動リスクや、金利並びに為替の変動リスク、発行体の信用リスク等にさらされております。

デリバティブ取引は、顧客の外貨建有価証券取引に伴い、邦貨による受渡代金を確定する目的で行うものであり、投機目的の取引はありません。

株券貸借取引における有価証券担保借入金は、消費貸借契約に基づき貸し付けた有価証券の担保として受け入れているものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社における金融商品に係るリスク管理は、関連する法令や当社で定めた規程・ルールに従い、企画部等の各担当部署において管理を行い、これらのリスク管理全体について、原則月1回、経営会議及び取締役会において「リスク管理に関する状況報告」として報告することにより行っております。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社が保有する預金は、預金保険制度により全額保護される当座預金や利息の付かない普通預金（決済用預金）とすることを基本方針としております。また、預金保険制度においてペイオフの対象となる普通預金及び預金保険制度の対象外となる外貨預金も保有しておりますが、極力残高が膨らまないよう留意し、預入先も原則として大手金融機関とするなど、信用リスクの回避に努めております。

お客さまよりお預かりしている金銭等は、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託として、当社の資産と明確に分別し管理しております。当該信託財産は、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については、顧客との間で様々な取引条件を設けることにより、顧客の担保不足や返済の不履行などの回避に努めるリスク管理体制を整備しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場リスクには、株価の変動により発生し得る価格変動リスクと、債券等の金利の変動により発生し得る価格変動・金利リスク、外国証券取引において外国為替相場の変動により発生し得る為替リスクがあります。

投資有価証券については、発行体の業況や、その株価動向などの情報収集に努めるとともに、取得または売却に際しては、経営会議及び取締役会において個別に検討を行い、リスクの回避に努めております。

デリバティブ取引（為替予約取引）については、顧客の外貨建有価証券取引に伴うものに限定しており、実質的な為替リスクを負うものではありません。

外貨預金については、保有する主要な外貨種類ごとに保有限度額を設けて管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクの管理において、当社は流動性リスクの回避のため資金繰り管理規程を制定し、これに基づき企画部において週次及び日々の資金繰りを作成し、手元流動性に不足がないよう管理しております。さらに、取引金融機関との間で業務運営に十分な金額の当座貸越契約を締結しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	8,750,576	8,750,576	—
(2) 預託金	21,580,068	21,580,068	—
(3) 信用取引資産	34,530,985	34,530,985	—
① 信用取引貸付金	34,145,156	34,145,156	—
② 信用取引借証券担保金	385,828	385,828	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	6,084,833	6,084,833	—
資産計	70,946,464	70,946,464	—
(1) 信用取引負債	24,705,429	24,705,429	—
① 信用取引借入金	23,927,782	23,927,782	—
② 信用取引貸証券受入金	777,647	777,647	—
(2) 顧客からの預り金	15,585,292	15,585,292	—
(3) 信用取引受入保証金	5,468,623	5,468,623	—
(4) 有価証券担保借入金	270,843	270,843	—
(5) 短期借入金	3,700,000	3,700,000	—
負債計	49,730,189	49,730,189	—
デリバティブ取引（※）	—	—	—

(※) 当事業年度については、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務はありません。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	626,801
出 資 金 等	2,748,689

※ 上記については、時価開示の対象とはしていません。
貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準じる事業体への出資については、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該出資の貸借対照表計上額は469,089千円であります。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	8,750,576	—	—	—
預託金	21,580,068	—	—	—
信用取引資産	34,530,985	—	—	—
信用取引貸付金	34,145,156	—	—	—
信用取引借証券担保金	385,828	—	—	—
合計	64,861,631	—	—	—

(注3) 信用取引負債、顧客からの預り金、信用取引受入保証金、有価証券担保借入金及び短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
信用取引負債	24,705,429	—	—	—
信用取引借入金	23,927,782	—	—	—
信用取引貸証券受入金	777,647	—	—	—
顧客からの預り金	15,585,292	—	—	—
信用取引受入保証金	5,468,623	—	—	—
有価証券担保借入金	270,843	—	—	—
短期借入金	3,700,000	—	—	—
合計	49,730,189	—	—	—

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 商品有価証券等				
株式	—	11,610	—	11,610
社債	—	4,915	—	4,915
外国債券	—	6,037	—	6,037
投資有価証券 株式	6,062,270	—	—	6,062,270
資産計	6,062,270	22,562	—	6,084,833

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金・預金	8,750,576	—	—	8,750,576
預託金	21,580,068	—	—	21,580,068
信用取引資産	34,530,985	—	—	34,530,985
信用取引貸付金	34,145,156	—	—	34,145,156
信用取引借証券担保金	385,828	—	—	385,828
資産計	64,861,631	—	—	64,861,631
信用取引負債	24,705,429	—	—	24,705,429
信用取引借入金	23,927,782	—	—	23,927,782
信用取引貸証券受入金	777,647	—	—	777,647
顧客からの預り金	15,585,292	—	—	15,585,292
信用取引受入保証金	5,468,623	—	—	5,468,623
有価証券担保借入金	270,843	—	—	270,843
短期借入金	3,700,000	—	—	3,700,000
負債計	49,730,189	—	—	49,730,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式会社については、主たる取引所の最終価格または最終気配値を時価としており、主にレベル1の時価に分類しております。社債については、市場価額情報（公社債店頭売買参考統計値等）をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

外国債券については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

預託金

預託金は期間が固定されておらず、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

信用取引資産

信用取引資産は短期で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

信用取引負債

信用取引負債は短期で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

顧客からの預り金及び信用取引受入保証金

これらは期間が固定されておらず、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

有価証券担保借入金及び短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	22,562	321

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 関連会社株式
該当事項はありません。

4. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,765,880	1,831,829	3,934,051
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	296,390	319,298	△22,908
合計		6,062,270	2,151,128	3,911,142

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
396,379	334,942	—

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	
受入手数料	4,665,981千円
委託手数料	3,765,188千円
株式	3,709,383千円
受益証券	55,805千円
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	24,414千円
株式	24,014千円
債券	400千円
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	297,239千円
債券	193千円
受益証券	294,545千円
その他	2,500千円
その他の受入手数料	579,139千円
株式	48,163千円
債券	250千円
受益証券	479,185千円
その他	51,540千円
トレーディング損益	724,552千円
金融収益	752,365千円
営業収益合計	6,142,899千円

(その他の注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	2,137円48銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	123円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

む さ し 証 券 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2026年5月26日
EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵 美
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、むさし証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

むさし証券株式会社 監査役会

常勤監査役 安藤 敦 ㊟

監査役 中村 敏幸 ㊟

監査役 吉岡 宏明 ㊟


(注) 監査役 中村敏幸及び監査役 吉岡宏明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

- の内容で更新することを予定しております。
4. その他、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	毎年3月31日 その他必要のある場合は、あらかじめ公告いたします。
定時株主総会 配当基準日	基準日より3ヶ月以内 毎年3月31日 (中間配当を行う場合の中間配当基準日は、毎年9月30日)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
同 取 次 所 (郵便物送付先) お問合せ先	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031 (フリーダイヤル) 株式お手続き用紙のご請求をインターネットでもお受け付けいたしております。
公告方法	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ (一部の用紙は、お手持ちのプリンターで印刷できます。) 電子公告 https://www.musashi-sec.co.jp/ ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。

第81期定時株主総会会場ご案内図

[会 場]

大同生命さいたま大宮ビル9階 当社本店会議室
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

[交通案内]

JR大宮駅西口 徒歩7分

